

航空法の一部を改正する法律案（閣法第七五号）（衆議院送付）要旨

本法律案は、最近における無人航空機をめぐる状況に鑑み、無人航空機の飛行による危害の発生を防止するため、無人航空機の飛行の禁止空域及び飛行の方法を定める等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 この法律において「無人航空機」とは、航空の用に供することができる飛行機、回転翼航空機、滑空機、飛行船その他政令で定める機器であつて構造上人が乗ることができないもののうち、遠隔操作又は自動操縦により飛行させることができるもの（その重量その他の事由を勘案してその飛行により航空機の航行の安全並びに地上及び水上の人及び物件の安全が損なわれるおそれがないものとして国土交通省令で定めるものを除く。）をいうこととする。

二 何人も、次に掲げる空域においては、国土交通大臣の許可を受けた場合を除き、無人航空機を飛行させてはならないこととする。

1 無人航空機の飛行により航空機の航行の安全に影響を及ぼすおそれがあるものとして国土交通省令で

定める空域

2 1に掲げる空域以外の空域であつて、国土交通省令で定める人又は家屋の密集している地域の上空

三 無人航空機を飛行させる者は、国土交通大臣の承認を受けた場合を除き、日出から日没までの間に飛行させること、当該無人航空機及びその周囲の状況を目視により常時監視して飛行させること、当該無人航空機と地上又は水上の人又は物件との間に距離を保つて飛行させること等の方法によりこれを飛行させなければならないこととする。

四 二及び三の規定は、都道府県警察その他の国土交通省令で定める者が、航空機の事故等に際し捜索、救助その他の緊急性があるものとして国土交通省令で定める目的のために行う無人航空機の飛行については、適用しないこととする。

五 二及び三の規定に違反した場合には、罰金を科すこととする。

六 その他所要の規定の整備を行うこととする。

七 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。